避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた
避難所運営方針

令和５年３月

志　木　市

目次

はじめに ..... - 1 -
第１章　平素からの備え ..... - 2 -
　第１節 物資・資機材等の準備状況及び必要数の把握 ..... - 2 -
　第２節 避難所のレイアウト等の検討 ..... - 2 -
　第３節 住民への周知 ..... - 3 -
　第４節 避難所運営スタッフの安全確保 ..... - 3 -
第２章　避難所の開設時の留意点 ..... - 4 -
　第１節 避難者を受け入れる準備 ..... - 4 -
　　１　避難者スペースの設置 ..... - 4 -
　　２　発熱等の症状のある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保 ..... - 4 -
　　３　住民への周知 ..... - 4 -
　　４　感染症対策 ..... - 5 -
　第２節 受付時の対応 ..... - 6 -
　　１　避難者の受け入れ ..... - 6 -
　　２　受付時の感染予防対策 ..... - 7 -
　　３　自宅療養者及び自宅待機の濃厚接触者への対応 ..... - 7 -
第３章　避難所運営における留意点 ..... - 8 -
　第１節 避難所における感染症対策 ..... - 8 -
　　１　避難者及び運営スタッフの健康管理 ..... - 8 -
　　２　基本的な感染症対策の徹底 ..... - 8 -
　　３　避難所の衛生環境の確保 ..... - 9 -
　第２節 専用スペースにおける運営の留意点 ..... - 9 -
　　１　発熱者等の対応 ..... - 9 -
　　２　避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合 ..... - 9 -
　第３節 車中泊（車中避難）等への対応 ..... - 10 -
第４章　避難所閉鎖における留意点 ..... - 11 -
添付資料 ..... - 13 -
　　【資料１】『避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉』 ..... - 14 -
　　【資料２】『避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉』 ..... - 15 -
　　【資料３】『健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）』 ..... - 16 -
　　【資料４】『発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）』 ..... - 17 -
　　【資料５】『感染症対策を呼びかけるポスター』 ..... - 18 -
　　【資料６】『感染症対策を呼びかけるポスター』 ..... - 19 -
　　【資料７】『感染症対策を呼びかけるポスター』 ..... - 20 -
　　【様式１】『避難所の物資・資機材リスト』（新型コロナウイルス感染症対策分） - 22 -
　　【様式２】『健康管理チェックリスト（入所時）』 ..... - 23 -
　　【様式３】『健康管理チェックリスト（入所後）』 ..... - 24 -

はじめに

新型コロナウイルス等感染症蔓延時において、多数の避難者が集まり共同生活をする場となる避難所は、感染症拡大のリスクが高くなる。

こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集空間・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要である。

本マニュアルは埼玉県の定める「避難所運営に関する指針」（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）を踏まえ、感染症拡大防止のための事前準備から避難所の開設・運営、避難所閉鎖時の留意点を整理したものである。

第1章　平素からの備え

第1節 物資・資機材等の準備状況及び必要数の把握

新型コロナウイルス感染症流行状況において、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するために、通常の避難所運営に必要な物資・資機材に加え新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資機材等を可能な限り事前に備蓄し、災害に備える。

また、物資・資機材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。

【様式集１】『避難所の物資・資機材リスト』参照

- 事前に準備しておくことが適当な物資・資機材
  基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤　など
  避難者等の健康管理用：非接触型体温計　など
  避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・フェイスシールド　など
  その他資機材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド　など

第2節 避難所のレイアウト等の検討

避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるよう、【資料１～３】を参考にする等により、世帯間で概ね２m 間隔のレイアウトを検討する。

また、発熱、咳等の症状が出た者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

【資料１】『避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉』参照
【資料２】『避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉』参照
【資料３】『健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）』参照

《参考》

◆ゾーニングの基本

① 清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
② 区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
③ 発熱等の症状がある者とその他の者の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
④ 汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を着用する。
⑤ 清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗いをする。

※「DRI 臨時レポート No.1 2020 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト

第3節 住民への周知

広報紙及び市ホームページ、SNS、防災メール等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

- 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- 感染症拡大防止策として、避難所では通常より広いスペースを必要とし、収容可能人数が減少するため、可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 市の備蓄品には限りがあるため、感染症防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者、濃厚接触者は避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。必要に応じて、発熱等の症状がある者及び濃厚接触者が避難すべき、専用スペースのある避難施設（又は発熱者等専用の避難所）の名称も伝えること。

第4節 避難所運営スタッフの安全確保

避難所運営を行う職員等の安全確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を、保健福祉部を中心に実施する。

第2章　避難所の開設時の留意点

第1節 避難者を受け入れる準備

1 避難者スペースの設置

- 避難者が避難所内に入る前に養生テープやブルーシート、パーテーションを使用して、レイアウト例【資料１】を基に、通路を確保するとともに避難者スペースを設置する。
- 避難所スペースは、あらかじめ２m以上の間隔をもって配置する。

【資料１】『避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉』参照

2 発熱等の症状のある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保

- 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のために、専用スペースを確保する。可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。

  ※体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

  ※専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等を確保するよう努める。
- 専用スペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及びテント等によりスペースを区切る。なお、パーテーションやビニールシート等を利用する場合は２m以上の高さで空間を仕切る。
- 避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難施設（ホテルなど個室が確保しやすい施設）の開設を検討する。
- 発熱者等の専用のスペースやトイレは、【資料４】を参考にする等により、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

【資料４】『発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）』参照

3 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線、市ホームページ、SNS、防災メール等で次の事項を周知する。

- 前記第１章第３節記載の住民への周知内容
- 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等

４ 感染症対策

手指消毒液を、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう避難者等に徹底する。

また、避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には手指衛生、咳エチケット及び３密回避等を呼びかけるポスターを掲示する。

【資料５】『感染症対策を呼びかけるポスター』参照
【資料６】『感染症対策を呼びかけるポスター』参照
【資料７】『感染症対策を呼びかけるポスター』参照

第2節 受付時の対応

1 避難者の受け入れ

感染症流行時には、受け入れ時における健康状態の確認が重要となる。発災当初は避難者が次々と避難してくるため、濃厚接触者や発熱、咳等の症状のある避難者は他の避難者と分けて受け入れる必要がある。【避難所受付時の健康状態確認フロー】参照

- 避難者が避難所に到着した時点で「【様式２】健康状態チェックリスト（入所時）」や非接触型体温計を使用し、避難者の健康状態を確認した上で受付を行い、避難者の振り分けを行う。
- 発熱者等は、他の避難者と物理的に隔離したスペースに受け入れる。可能であれば、受付場所を他の避難者と分けるなど、受け入れ時からできるだけ動線が重ならないよう配慮する。
- 受け入れ時の「健康チェックリスト」は、受け入れ先の区画や部屋等の情報を記載し、避難者カードと一緒に保存することで、避難者それぞれがどの区画に滞在しているかわかるように管理する。

【様式２】『健康管理チェックリスト（入所時）』参照

【避難所受付時の健康状態確認フロー】

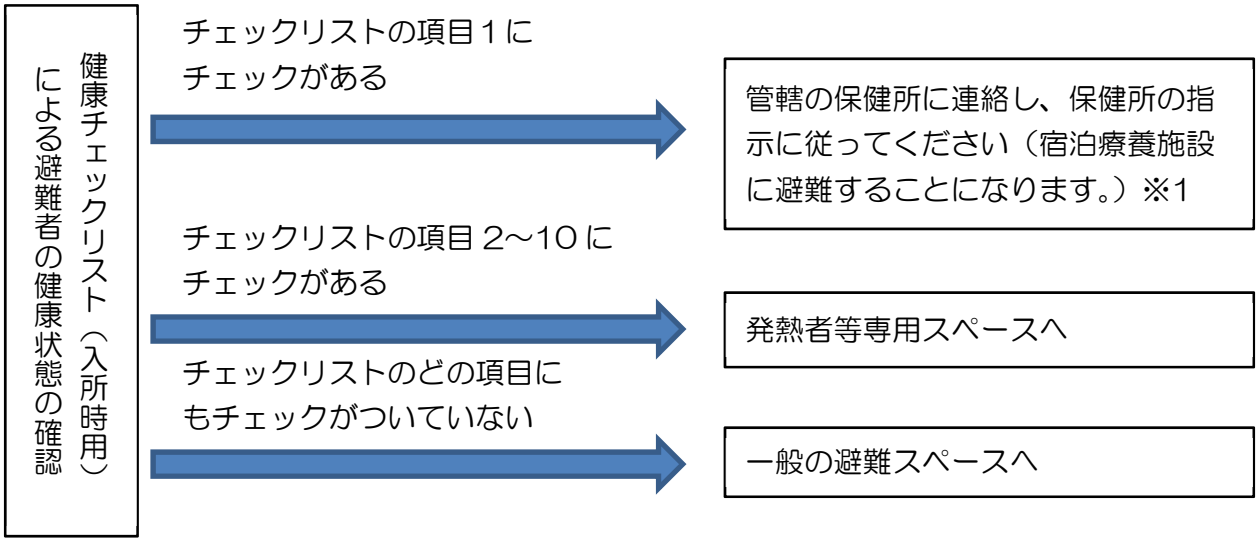

※1：自宅療養中の者については保健所から事前に、地域の避難所に避難せず、避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知するとともに、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に誘導する。

【避難所の受付イメージ】

1　避難者へのマスク着用、アルコール消毒、検温チェックを行う

→

2　問診（健康チェックリスト（入所時用））及び避難者受付名簿の記入

→

3　居住スペースへ案内
① 問診等で疑いなし
➢ 一般スペース（体育館等）
② 問診等で疑いあり
➢ 専用スペース等（空き教室等）

2 受付時の感染予防対策

- 検温や受付、誘導を行う担当者は、マスク、手袋、フェイスガードを着用するとともにこまめにアルコール・次亜塩素酸水での消毒を行う。
- 運営スタッフと避難者の間は 2m 間隔をあけ、必要に応じてパーテーション等を活用する。
- 受付担当者と避難者が使用する筆記用具を分け、使用した筆記用具はその都度アルコール消毒を行う。
- 受付で避難者が密の状態にならないよう、設置場所を事前に検討するとともに、受付を待つ避難者同士の距離が保たれるように配慮する。

【受付スペース設置例】

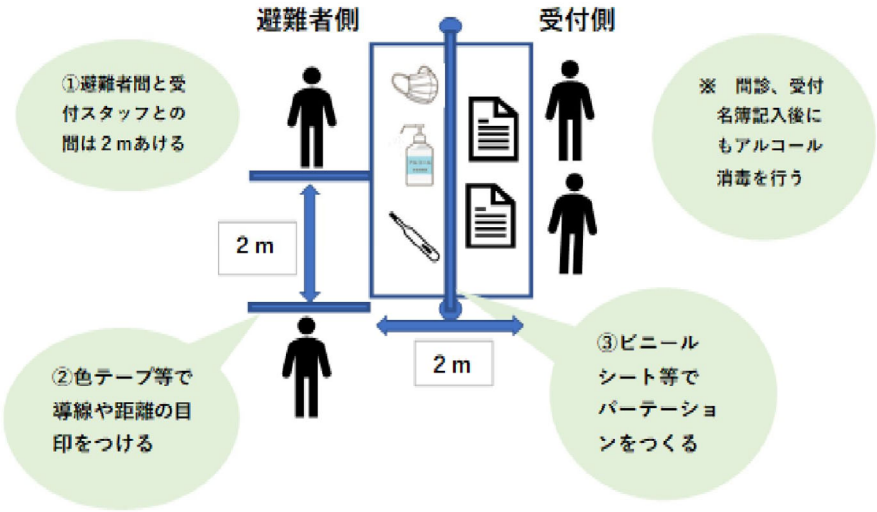

3 自宅療養者及び自宅待機の濃厚接触者への対応

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者（陽性者）であり、自宅外に避難する必要がある者は、原則として宿泊療養施設に避難することとなっている。ただし、緊急を要する場合など、万が一避難所へ避難してきた際は、保健所へ連絡するとともに、移送の準備が整うまで専用のスペースで待機をしてもらう。

第3章　避難所運営における留意点

第1節 避難所における感染症対策

1 避難者及び運営スタッフの健康管理

- 避難者及び避難所運営スタッフは毎日、検温及び「【様式３】健康管理チェックリスト（入所後）」に沿って健康状態の確認を行う（１日２回）。
- 健康状態の確認の結果、発熱の確認や体調不良を訴えた場合は、専用スペースに移送して経過観察する。また、発症した者と同じスペースで生活していた者は接触者としてまた別の専用スペースに移っていただく。
- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）。

【様式３】健康管理チェックリスト（入所後）参照

2 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を周知するため、掲示板やトイレ付近など目につきやすい場所にこれらの注意を喚起するポスターを張り出すなどし避難者に周知する。

- 避難者及び避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いをする（食事前、トイレ使用後、発熱等の症状がある者の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合でもマスクの着用を徹底し、マスクがない場合はタオルや手ぬぐいで代用する。
- 食事時間は避難者ごとにずらして設け、密集・密接を避ける。
- 食べ物は消毒をした配膳箱やビニール袋に入れ、居住スペースや部屋ごとの所定の場所に置き、避難者各自で順番に食事をとりに行く（手渡しはしない）。
- 食器は原則として使い捨てのものを使用する。

3 避難所の衛生環境の確保

避難所運営スタッフの役割を決め、定期的に家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

- 避難所内は１時間に１回以上ドアや窓を開放し、空気の流れを作る。
- 換気を行う際は、２方向の窓を同時に開け実施し、換気扇がある場合は併用して換気を行う。
- 避難所内のよく手の触れる場所（トイレ、ドアノブ、電源スイッチ、蛇口等）については、重点的に清掃及び消毒を行う。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らないよう徹底する。
- 各世帯で出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。
- ごみ収集時や発熱者専用スペースでの業務等にあたっては、サージカルマスク、目の防護具（フェイスシールド等）、感染防護服、手袋を着用し対応する。

第2節 専用スペースにおける運営の留意点

1 発熱者等の対応

- 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し、必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- 発熱者等の専用スペース等には隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うためのスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の感染症防護服を着用させる。

2 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

- 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。
- 当該感染者退去後は、居住していたスペース、トイレ、資機材の消毒及び十分な換気を行う。
- 清掃、消毒の際は、手袋、サージカルマスク、目の防護具（フェイスシールド等）、感染症防護服を着用する。

第3節 車中泊（車中避難）等への対応

- 避難所等に避難をせず車中泊を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。
  ※気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知する。
- 車中泊により避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

第4章　避難所閉鎖における留意点

避難所を閉鎖する際、避難所として利用していた施設は本来の用途に使用できるよう原状回復することが原則である。

- 使用した部屋や共有部分は十分に換気をし、避難者等の手が触れた場所は、次亜塩素酸水等で消毒を行う。
- 清掃、消毒の際は、手袋、サージカルマスク、目の防護具（フェイスシールド等）、感染症防護服等を使用して行う。

➢

添付資料

＜資料集＞

【資料１】『避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉』

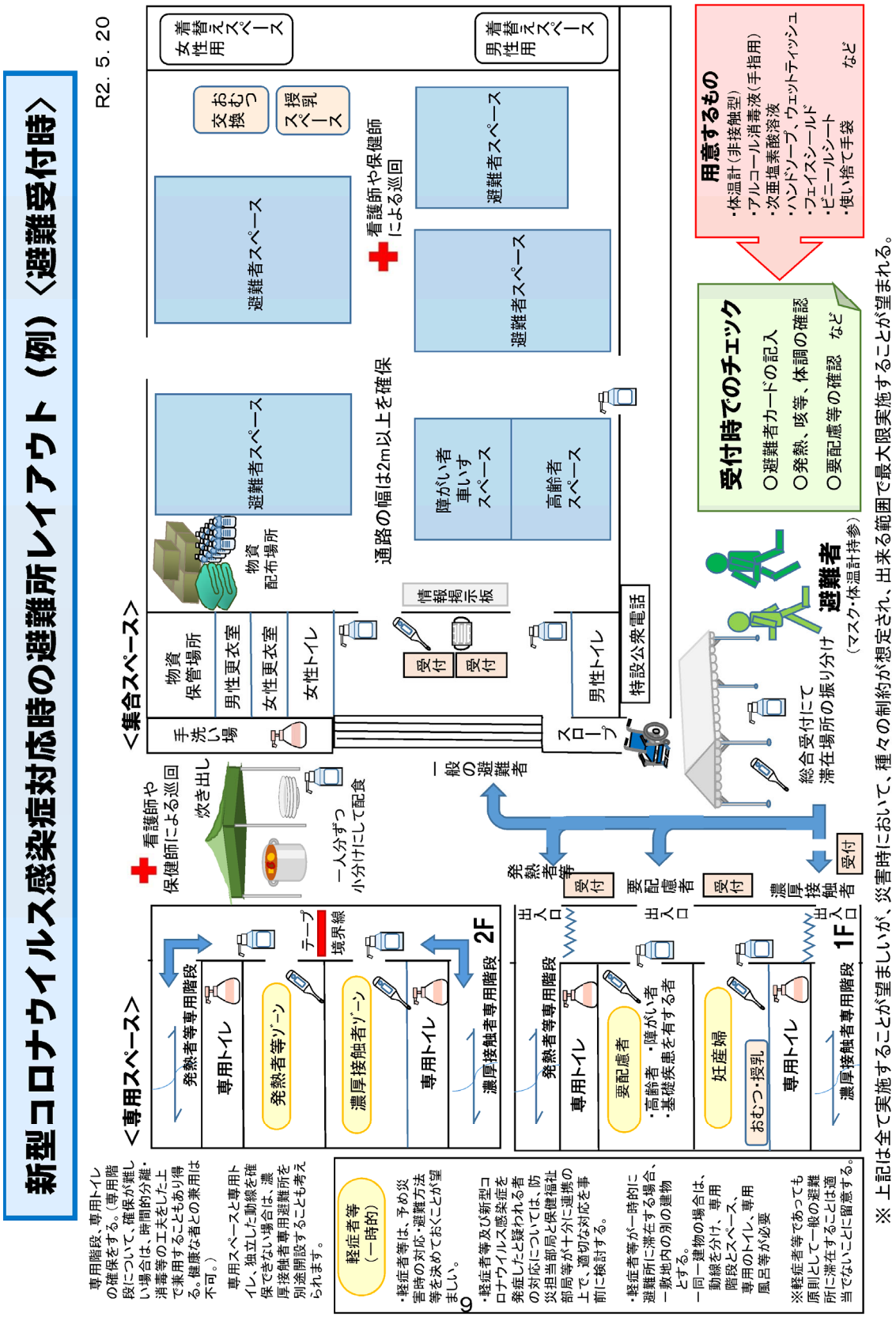

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

【資料２】『避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉』

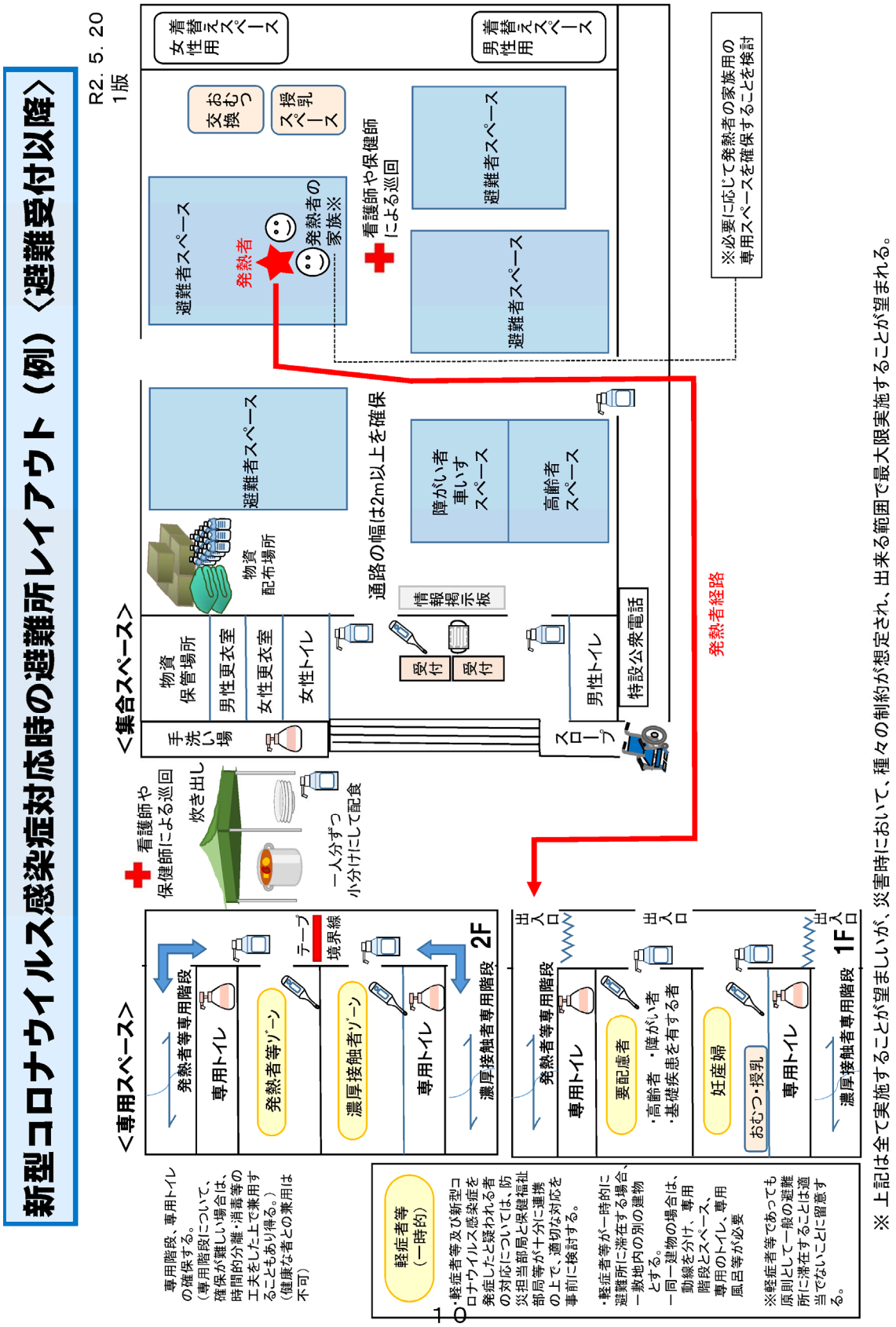

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

【資料３】『健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）』

R2. 5. 20
第1版

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

●体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

（例）

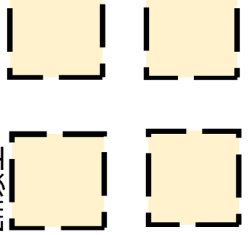

○一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
○家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

（例）

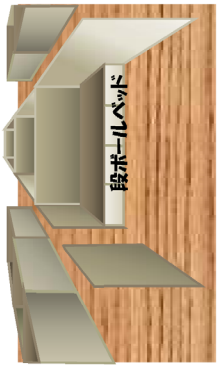

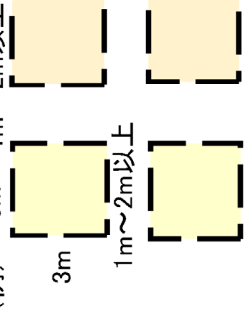

テントを利用した場合

（例）

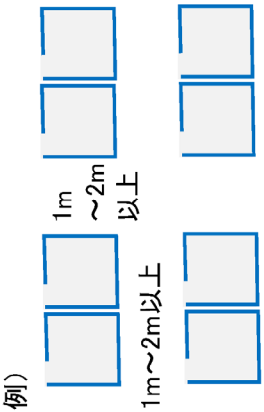

○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

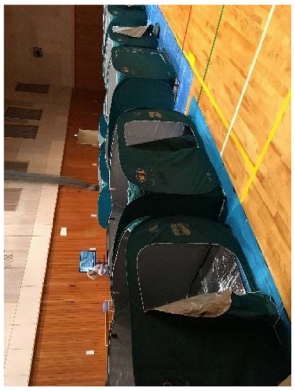

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

R2. 5. 20

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

●発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

（例）

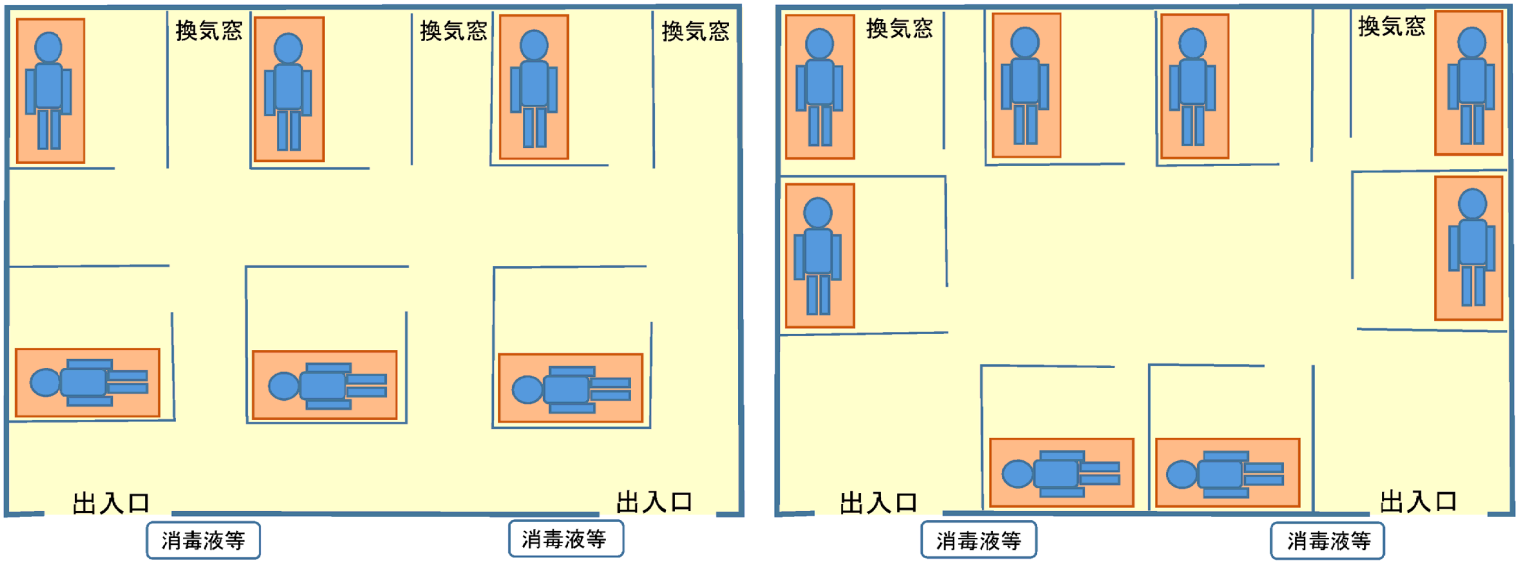

※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとしとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

【資料５】『感染症対策を呼びかけるポスター』

出典）自治体・医療機関・福祉施設向け情報（厚生労働省）

【資料６】『感染症対策を呼びかけるポスター』

出典）自治体・医療機関・福祉施設向け情報（厚生労働省）

【資料７】『感染症対策を呼びかけるポスター』

出典）自治体・医療機関・福祉施設向け情報（厚生労働省）

＜様式集＞

以下の「様式集」を活用する場合は、必要な枚数をコピーして使用して下さい。

【様式１】『避難所の物資・資機材リスト』（新型コロナウイルス感染症対策分）

避難所名：＿＿＿＿＿＿

品名	数量	保管場所	メモ
マスク			
消毒液			
体温計（非接触型）			
体温計（その他）			
血圧計			
ポンプ式ハンドソープ			
家庭用洗剤			
タオル			
ペーパータオル			
ティッシュ			
ビニール袋			
使い捨て手袋			
使い捨てガウン（防護着）			
顔面防護具			
段ボールベッド			
間仕切り用パーテーション			
ビニールシート			
ガムテープ等			
段ボール			
テント			
簡易トイレ			
仮設トイレ			

※必要に応じて適宜追加してください

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

【様式２】『健康管理チェックリスト（入所時）』

避難者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

確認者：＿＿＿＿＿＿＿＿

●入所にあたっての問診事項

1	□	感染が確認されていて、自宅療養中でしたか。
2	□	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中でしたか。
3	□	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。
4	□	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染患者の流行地域に行きましたか。
5	□	高熱が現在ありますか。
6	□	高熱が数日以内にありましたか。
7	□	強いだるさがありますか。
8	□	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。
9	□	においや味を感じにくいですか。
10	□	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はりますか。

（以下、担当者記入欄）

体温	℃	受付者名	
備考			

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

【様式３】『健康管理チェックリスト（入所後）』

避難者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

●毎朝、体温を測定して記入してください。
●こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
●以下の場合は、必ず避難所運営スタッフに報告してください。
・発熱がある
・強いだるさ（倦怠感）がある。
・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。　　等

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

出典）埼玉県避難所の運営に関する指針参考資料集

避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた
避難所運営方針

発行　令和５年３月

志木市

氏名記入欄